

# 食品安全委員会緊急時対応専門調査会 (第33回) 議事録

1. 日時 平成23年9月2日(金) 16:00~17:32
2. 場所 食品安全委員会大会議室
3. 議事
  - (1) 緊急時対応訓練の結果及び緊急時対応の状況について
  - (2) 食品安全委員会緊急時対応手順書(未定稿)について
  - (3) 食品安全委員会緊急時対応マニュアルについて
  - (4) 平成23年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画等について
  - (5) その他
4. 出席者
  - (専門委員)  
元井座長、小泉座長代理、青木専門委員、石川専門委員、春日専門委員、  
黒木専門委員、小澤専門委員、山本専門委員
  - (欠席専門委員)  
生出専門委員、岡部専門委員、酒井専門委員、高鳥専門委員
  - (食品安全委員会)  
小泉委員長、熊谷委員長代理、長尾委員、廣瀬委員、野村委員、村田委員
  - (事務局)  
栗本事務局長、中島事務局次長、本郷情報・緊急時対応課長、  
小島情報・緊急時対応課長補佐、戸松緊急時対応係長
5. 配布資料
  - 資料1-1 平成22年度食品安全委員会緊急時対応訓練について(案)
  - 資料1-2 東北地方太平洋沖地震における対応状況について
  - 資料2-1 食品安全委員会緊急時対応手順書(未定稿)の見直し案
  - 資料2-2 食品安全委員会緊急時対応手順書(未定稿)
  - 資料3-1 食品安全委員会緊急時対応指針の見直し案
  - 資料3-2 食品安全委員会緊急時対応指針(修正案)
  - 資料4-1 平成23年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画(案)
  - 資料4-2 平成23年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子(案)

資料 5-1 プレスリリース資料【ひな型】（案）

資料 5-2 プレスリリース資料【訓練】（確認訓練当日作成資料）に対する意見及び対応（修正点）

参考資料 1 緊急時対応マニュアルの見直し方針

参考資料 2 平成22年度緊急時対応訓練計画

参考資料 3 平成22年度緊急時対応訓練の骨子

参考資料 4 緊急事態等におけるハザード別の情報提供の場合分けめやす

参考資料 5 食品安全委員会の公開について

## 6. 議事内容

○元井座長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から第 33 回緊急時対応専門調査会を開催いたします。

本日は、生出専門委員、岡部専門委員、酒井専門委員、高鳥専門委員の 4 名が御都合により欠席されておりますが、8 名の専門委員に御出席いただいております。また、食品安全委員会のほうからも、担当委員であります熊谷委員、野村委員、そして小泉委員長、長尾委員、廣瀬委員、村田委員にも御出席いただいております。

それでは、議事の前に本日の資料の確認を事務局からお願いいたします。

○小島情報・緊急時対応課長補佐 それでは、本日の資料の確認をいたします。

まず、お手元には、議事次第、座席表、それから専門委員名簿を 1 枚ずつ御用意させていただいております。その後から議事の資料となっております。資料が 10 点、参考資料が 5 点ございます。議事ごとに資料をまとめております。

議事（1）の資料といたしまして、資料 1-1 が「平成 22 年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果について（案）」、資料 1-2 が「東北地方太平洋沖地震における対応状況について」です。

議事（2）の資料としまして、資料 2-1 が「食品安全委員会緊急時対応手順書（未定稿）の見直し案」、資料 2-2 が「食品安全委員会緊急時対応手順書（未定稿）」です。

議事（3）の資料としまして、資料 3-1 が「食品安全委員会緊急時対応指針の見直し案」、資料 3-2 が「食品安全委員会緊急時対応指針（修正案）」、参考資料として「緊急時対応マニュアルの見直し方針」を付けております。

議事（4）の資料としまして、資料 4-1 が「平成 23 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）」、資料 4-2 が「平成 23 年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子（案）」、参考資料 2 が「平成 22 年度緊急時対応訓練計画」、参考資料 3 が「平成 22 年度緊急時対応訓練の骨子」です。

最後に、議事（5）の資料としまして、資料 5-1 が「プレスリリース資料【ひな型】（案）」、資料 5-2 が「プレスリリース資料【訓練】（確認訓練当日作成資料）に対する意見及び対応」、参考資料 4 が「緊急事態等におけるハザード別の情報提供の場合分け

めやす」、参考資料5が「食品安全委員会の公開について」です。以上の資料を御用意させていただきます。

また、机上配布資料といたしまして、ファイルにした「緊急時対応法令規程集」を御用意しております。「緊急時対応法令規程集」は、調査会終了後、当方で保管いたしますので、よろしく願いいたします。

以上、不足の資料等はありませんでしょうか。

○元井座長 よろしいでしょうか。議事が多いですから資料も多いのですが、よろしいですか。

それでは、これより議事に入ります。

本日の最初の議事は、「緊急時対応訓練結果及び緊急時対応の状況について」です。

平成22年度に実施されました緊急時対応訓練の概要と結果、今後の対応策については、資料1-1に事務局で整理されています。また、東北地方太平洋沖地震による福島原発事故への対応状況については、資料1-2に事務局で整理されています。これらを踏まえ、緊急時対応手順書の見直しや今年度の訓練計画案も本日提案されておりますので、後ほど説明いただきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○本郷情報・緊急時対応課長 まず、平成22年度の緊急時対応訓練についてですが、実務研修と確認訓練の2本立ての設計といたしまして、体系的に訓練を実施することといたしました。実際には、本年1月から2月にかけて実務研修を、また3月には熊谷委員による模擬記者説明会の実施までを1日かけて実働で行う確認訓練を実施いたしました。その後、3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生いたしまして、福島第一原子力発電所において事故が発生したことを受けまして、国民の皆様への緊急的な情報提供や放射性物質の食品健康影響に係る緊急取りまとめなど、実際の緊急時における対応を行ってまいりました。これらの訓練や震災対応から得られた課題、今後の対応策等につきましては、後ほど議事の(2)以降で、緊急時対応の手順書や今年度の訓練に反映させるべく、御検討をいただきたいと思いますと考えておりますので、まずは訓練結果の概要と原発事故発生後の対応状況について御報告させていただきます。

では、詳細につきましては小島のほうから説明いたします。

○小島情報・緊急時対応課長補佐 それでは、議事(1)の平成22年度の訓練結果について御説明をいたします。

まず、お手元には資料1-1を御用意ください。そして、訓練の状況につきましては、プロジェクターのほうで映像を映しますので、そちらを御覧になりながら、適宜資料1を御確認いただければと考えております。

それでは、平成22年度食品安全委員会緊急時対応訓練の概要を説明いたします。

昨年度策定しました訓練計画の基本方針及び重点課題に基づきまして、実務訓練と確認訓練の2本立てで訓練を実施いたしました。

まずは事前の実務研修の様子です。こちらはメディア対応訓練といたしまして、実際に平成 21 年度の訓練で作成しましたプレスリリース資料を使った、説明の訓練を行っているところです。

こちらにも実務研修の一つで、メディア対応、わかりやすい説明資料作成研修会といたしまして、メディア説明用の資料を実際に作成してみるという研修を行いました。

そのほかにも、実務研修といたしましては、ホームページへの掲載研修や緊急時対応の手順の確認を行う研修を行いました。そして、これらの研修を踏まえまして、その手順が理解できているかということを確認するために、確認訓練を実施いたしました。画面では、事案が発生した際に、その事案について委員長に報告をしている様子を映しております。

次のスライドは、速報を情報提供するために、ホームページの「重要なお知らせ」というところにリンク設定をするという想定で訓練を行っている様子です。

続きましては、説明資料の作成や説明方針を検討するために、課長補佐を中心とした打ち合わせを実施しているところです。

次のスライドは、情報提供方針の案を策定するために、臨時事務局会議を開いて検討を行っているところでございます。

次のスライドは、その情報提供方針案に基づきまして資料の案を作成している様子を映しております。

次のスライドは、臨時委員打ち合わせを開催いたしまして、情報提供方針を決定するための打ち合わせを行っているところでございます。

次のスライドは、実際の情報提供、記者説明会の準備を行っているところでございます。

次のスライドは、記者説明会に臨む前の事前の打ち合わせを行っているところです。これら一連の流れにつきましては、委員会内で情報を共有するためにホワイトボードを使いまして、時系列を適宜記して皆で情報共有をいたしました。

次のスライドは、実際に行いました模擬記者説明会の様子となっております。

次のスライドは、その訓練の際に実際に作成したプレス資料となっております。

以上が確認訓練の様子の説明でございました。

これら実務研修と確認訓練を実施した結果として、実務研修を含めた訓練の継続により、組織全体の対応能力を一層向上させる必要性が確認されました。そして、この結果を踏まえまして、平成 23 年度緊急時対応訓練におきまして、この訓練結果などを踏まえて改定した緊急時対応マニュアル等の実効性の向上、そしてより迅速かつわかりやすい情報提供に向けた組織能力の向上に取り組んでいくことを重点課題として挙げることにいたしました。

以上が資料 1-1 の説明となります。

では、引き続きまして資料 1-2 の説明に入ります。資料 1-2 を御覧ください。

こちらは、実際の緊急時でありました東北地方太平洋沖地震における食品安全委員会の

対応状況をまとめたものです。これまでの訓練結果が生かされた、適切な対応であったかを検証していただきたいと思います。

では、資料1-2につきましてポイントとなることを御説明させていただきたいと思います。

まず、震災対応で御説明させていただきますのが、1ページ目、3月13日に、福島第一原発1号機水素爆発を受けまして、13日の午前中に第一次参集要員を招集し、情報収集などを開始いたしました。そして、委員会として国民への情報提供が必要と判断いたしまして、専門家等と連携し、3月16日にホームページでの情報提供を開始いたしました。その後、厚生労働省による暫定規制値の設定ですとか食品の検査状況等の情報が入りましたら、その都度（ホームページの）更新をまいりました。

次に、5ページを御覧ください。3月29日に、当委員会において放射性物質に関する緊急取りまとめを行い、記者説明会を実施いたしました。

続きまして、7ページを御覧ください。4月15日に、緊急取りまとめ結果につきましては、諸外国の関心も高いということから、ホームページに英語版を掲載いたしました。

続きまして、8ページを御覧ください。4月21日に審議を開始いたしました放射性物質の食品健康影響評価に関するワーキンググループでは、情報収集調査を実施いたしまして、科学的知見を収集・整理いたしました。

続いて、16ページを御覧ください。7月8日には、牛肉で放射性セシウムが検出されるなど、国民の関心が高い事案が発生しまして、そういった状況におきましては、その都度ホームページでの情報提供を実施いたしました。

続きまして、19ページを御覧ください。7月26日には、これまで開かれておりましたワーキンググループの審議結果につきまして、記者説明会を開催いたしました。

続きまして、20ページを御覧ください。8月2日には、審議結果につきまして、国民の皆様と報道関係者を対象としました意見交換会を開催いたしました。

今まで説明したもののなかで特に重要な部分につきましてはスライドでも御紹介させていただきますので、プロジェクターの映像を御覧いただきたいと思います。

まずは、ホームページ上での情報提供になります。震災に係る情報につきましては、食品安全委員会のホームページ上の「重要なお知らせ」のトップに掲載しまして、情報提供を実施しております。画面の矢印のところで震災直後から関連情報を提供しており、現在、第71報となっております。

情報提供の内容につきましては次のスライドで説明させていただきます。情報提供の内容としましては、最新情報や国民の関心が高い重要な情報について、最初のページから確認できるようになっております。また、わかりやすい情報提供となるよう、図解資料やQ&Aを作成して提示しております。

Q&Aでは、例えばベクレルとシーベルトの違いについて、換算方法とあわせて提示しております。また、右下に示しました図解資料では、人体への影響試算なども行って、

わかりやすい情報提供について工夫をいたしております。

情報の中では、字が小さくて大変申しわけないのですが、左のページのように、厚生労働省からの通知に基づきまして暫定規制値を示すとともに、右のページでは、本文中でも人体の影響試算を提示しております。

次に、記者説明会の実施状況について御説明いたします。画面の左上の写真は、3月29日に緊急取りまとめを行った際の記者説明会の様子で、報道関係32社47名が集まりました。下の写真2枚は、7月26日の審議結果についての記者説明会の様子で、報道関係21社35名の方が集まりました。

こちらは、意見交換会の様子です。8月2日に開催しました審議結果についての講演と質疑応答を行う意見交換会の様子をお示ししております。この意見交換会では一般参加者が87名、報道関係が29社45名集まりました。

以上で資料2の説明を終わります。

○元井座長 ただ今の事務局の説明に対して、これは22年度の訓練結果の概要とそれから原発事故発生後の対応状況を中心に御説明されていますけれども、このことに関して質問や確認事項はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、平成22年度の訓練結果に対する御意見等がありましたら、お願いいたします。

何か。はいどうぞ。

○石川専門委員 私どもも、いろんな情報を国民に広く知らせたいというふうなときに、果たして自分たちが行った記者会見やいろんな広報活動がどのように浸透しているかという事後の検証というのを、なるべく可能な限りできるようにしているわけなんです。今回、この訓練で行われましたメタミドホスの問題だとか、実際に起こった放射線の問題、確かに報道関係は来たかもしれないけれども、それを果たして国民がちゃんと見ているかどうか、あるいはホームページに掲載したけれども、本当に国民がそれを知ったかどうかということの検証といいますか、それをどのように当局のほうはお考えになっているかということをちょっと教えていただきたいと思うんですけれども。

○元井座長 事務局、お願いします。

○本郷情報・緊急時対応課長 検証につきましては、ホームページのアクセス数を私どももチェックしておりまして、確かにこういった報道があつて、我々がまた説明した後にアクセス数が非常にふえているという結果は得ております。

○元井座長 石川委員、よろしいでしょうか。お願いします。

○石川専門委員 そうしますと、例えば、今回、大変注目があつた放射線の問題についてはかなりのアクセス数があつたということを確認されているわけですね。それは具体的にはどのぐらい。

○栗本事務局長 後ほど調べさせていただきますが。食品安全委員会始まって以来の件数

だったというふうに記憶しております。

○石川専門委員 ああそうですか。

○栗本事務局長 それから、同じように「食の安全ダイヤル」という一般の方からのお電話も受け付けていますけれども、こちらも、やはりこちらが何かを開いたり公表したときに急にふえるという、そういうことは確認しております。

○石川専門委員 なるほど。ちょっとよろしいですか。

実は、こういうふうな緊急の国民への連絡ということについては、私ども、この東日本大震災で大変いい事例があったんです。それは、3月13日の日曜日、発災後2日間たったときに菅首相から突如として計画停電の実施の話があったんです。これは日曜日の午後3時にありました。ところが、実際の計画停電というのはブロックによっては朝の6時から始まるということで、これは実は生命にかかわる大変重大な問題だったんです。

それで、私はずっと医師会のほうに寝泊りしておりましたので、これを実際に聞いたときに、正直言いまして、いすからおしりが10センチぐらい離れるぐらい飛び上がってびっくりした。これは絶対に知らせなきゃいけない患者があるわけです。それはALSだとか在宅で人工呼吸器をしている患者さん、それから酸素療法をされている患者さん、これには絶対に知らせなきゃいけないと。しかも日曜日の午後だった。いうときに、単純にいろんなところに報道機関に流すとかそういう、言ってみれば国民の側から見れば、受動的な対応でそのことを知るんじゃなくて、積極的にこちらから知らせるような行動をしなきゃいけないということもあったわけですね。

この食品の問題というのは、もしかしたら、そういうのは想定外なのかもしれないんですけども、想定外というのはこの東日本大震災でもいろいろ使い古されてはおりますけれども、なるべくすべてのことを想定内にしなければいけないという中で、本当に国民に知らせなきゃいけないような情報があったときにどうするのかと。それは記者会見だとかホームページだとか、そういう手段でいいのかというふうなことはきちんとやっぱり考えておいたほうがいいと思います。

ちなみに、私たちがやった手段というのは、あのとき、ずっと深夜までテレビでNHKや民放も含め24時間、日本全国どこでも流れておりました。そのテロップが画面の周辺に流れていたと思うんですけども、あのテロップに厚労省の方をとにかく説得しまして、24時間中ずっと家庭でいろいろと呼吸器をつけたり酸素呼吸をしていて電源がとまったら困る方は、直ちに医療機関に連絡したりあるいは代替の電源を用意するようというので、ずっと出していたいたんですね。それと同時に、もちろんそれだけじゃいけませんから、可能な限り医師会を通じて在宅の患者さんで連絡がつくところについては確認をしたというふうな二重のやり方をやって、結果的には朝6時から計画停電が実行するということではなく、それから、実際にはその後で実行されたときも事故がなく済んだわけですけれども、こういうことというのは、私も計画停電でびっくりしましたように、起こり得ることなので、ぜひそういう点でも今後の緊急対応の訓練の中でそういうことは

計画していただいたほうが良いというふうに思います。

以上です。

○元井座長 事務局のほうから何かそれに対する御意見等がございますか。いいですか。

確かに、今の石川委員からは随分貴重な情報を提供していただきました。ぜひこれは緊急時対応ということで、食に直接かわりなくても、やはり情報は重複してもいいですから、命にかかわる問題なので、緊急時対応として今後の訓練等あるいは手順書なりに、これは消費者庁との兼ね合いがあると思うんですけども、ぜひこの辺は考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

黒木先生。

○黒木専門委員 石川先生に質問させていただければと思います。そのときの対応で、テレビと実際に、ということでしたけれども、結構停電している地域が広がったので、ラジオによる情報と、あとは携帯ですとかツイッターですとか、そういった情報もかなり若い世代の方は使っていたようですが、そこら辺は医師会のほうでの御対応はいかがでしたでしょうか、御参考までに教えていただければと思います。

○石川専門委員 まず、計画停電が首相からそういうふうにあナウンスされる前に、事前にどのぐらいわかったかということも確認したんですけども、厚労のほうの担当部局は少し前に知らせが来たということです。実際に、私なんかは大騒ぎしたわけなんですけれども、それで東京都医師会と日本医師会の私のほうから電話責めの状態にしまして、何か対策をやっているのかということで、ちょっと荒々しい言葉ですけども、これはもう人が死ぬんだぞというふうなことで、すごい勢いで電話をして、それまで計画がなかったんですね、そういうテロップだとかを使ったりして、とにかく何かしなければいけないだろうと。テレビを皆さん見ているから、これを使ったら良いだろうというふうなことで提案したら、そのとおりにやってくれたんですね。これも恐らく異例のことだと思います。ただ、ラジオについては、私はそのときラジオを聞いていなかったもので、どういうふうな報道がされたかわかりません。

それから、このことについての事後の検証というのも、ちょっとまだ実際には私たち、震災の医療支援でまだ動いておりますので、検証しておりませんが、結果的にはそういう計画停電の停止、延期ということになりましたが、多方面からも御意見がいろいろあったんじゃないかなというふうに思っております。ですから、ちょっとそのツイッターの利用だとか、そういうことももちろん頭に浮かばなくて、厚労省がとにかくこの場合は何かをやってもらいたいというふうなことと、実際に提案したのがそのテレビで、ラジオのほうにはちょっと確認されていない。ただ、恐らくこれは歴史的にはきちんと検証されると思います。

○元井座長 よろしいでしょうか。

○黒木専門委員 ありがとうございます。

○元井座長 それ以外にございますでしょうか。御意見等ございませんでしょうか。これ

は 23 年度の訓練に反映することとしますので、何か御意見ございましたら、よろしいですか。

○本郷情報・緊急時対応課長 先ほど、事務局長のほうからこの緊急時にホームページのアクセス件数がふえていることとか、食の安全ダイヤルに問い合わせがふえているという説明を申し上げましたけれども、今具体的な数字が手に入りましたので簡単に御説明させていただきたいと思います。

まず、ホームページのトップページへのアクセス件数というカウントの仕方なんですけれども、これを月ベースで見えていきますと、通常の月（2月）が大体4万7,000アクセス数ということなんですけど、3月や4月につきましては10万前後になりましたので、一気に倍くらいに跳ね上がっていると、こういった状況にございました。

それから、食の安全ダイヤルで国民からの御意見や御質問にお答えしているんですけども、通常ですと月60件前後くらいの質問などが寄せられているわけなんですけれども、3月と4月につきましては、3月が418件、4月が350件ということで、その中でも、通常のものやっぱり同じくらい、60件前後あるんですけども、そのふえた部分はすべて放射性物質に関する問い合わせということでしたので、やはりそういった国民の皆様方が不安に思うときには食品安全委員会にいろいろ聞いていただけるということで、私どももそれに対して適切に対応したということだと思っております。

また、石川委員からいろいろ御指摘いただいておりますけれども、管理機関である厚労省と評価機関である食品安全委員会との関係もございまして、よく連携をとって、どういったことができるのかは検討していきたいなと思っております。

○元井座長 ありがとうございます。

それでは、本日審議で出された御意見については22年度の訓練結果案に反映させていただきたいと思いますが、事務局はよろしいでしょうか。

では、続きまして議事「（2）食品安全委員会緊急時対応手順書（未定稿）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○本郷情報・緊急時対応課長 食品安全委員会緊急時対応手順書（未定稿）につきましては、平成21年度緊急時対応訓練結果を踏まえた今後の対応策として、事態を認知してからプレスリリースや記者への情報提供等までの一連の手順を詳細に整理したもので、前回、第32回会合におきましてさまざまな御意見をいただきました。議事の（1）で御説明したとおり、今般、訓練及び震災対応において活用した中で課題や改善点が確認されました。事務局におきましてこれらを踏まえた改善の方向性と対応案を取りまとめましたので、これから説明いたします内容につきまして、改めて御検討をいただければと思います。

詳細につきましては小島から説明いたします。

○小島情報・緊急時対応課長補佐 それでは、資料の説明をさせていただきます。

まず、資料2-1は、緊急時対応手順書の見直し案につきまして、見直し箇所を抜粋して掲載しているものです。これに沿って説明をさせていただきます。そして、お手元の資

料2-2につきましては、修正を反映した手順書の本体となっておりますので、適宜御参照いただきたいと思います。

それでは、説明ですが、手順が複数ございますので、ある程度手順を区切って説明させていただきますので、その区切りごとに御議論をいただければと考えております。

それでは、1ページ目、項目としましては第1「手順の概要」及び第2「手順の詳細」についてです。こちらは、内容としましては、対応に当たり各課が担当する主な関係省庁、関係する専門委員等の関係者の記述ですとか、情報緊急時対応課長の役割、事務局の役割、情報連絡などが記載されているところです。

こちらにつきましては、訓練で幾つかの意見が出されました。例えば、改善案・見直し理由の欄を御覧いただきますと、(1)として、事務局内の各課の役割分担を明確にする必要があるという指摘がありましたので、その役割を明らかにすることで、記載のほうを修正いたしております。

また、(4)と(5)ですが、キーパーソンとなります事務局長や情報・緊急時対応課長等がもし外出している場合の対応ですとか、不在にならないような対応が必要なのではないかという指摘がありましたので、キーパーソンとなるメンバーについて代理となる者を明らかにして記載する、そして緊急時対応の担当者が不在にならない体制について記載をするということを修正として行っております。

まずは以上です。

○元井座長 ただいまの手順の概要、手順の詳細等につきまして、御質問等ございませんでしょうか。これでよろしゅうございますでしょうか。

では、次、お願いいたします。

○小島情報・緊急時対応課長補佐 続きましては手順1の事態の認知から手順4の情報の収集まで御説明させていただきます。こちらのほうも訓練の中で幾つかの指摘を受けまして、その事項につきまして修正を行っております。

改善案・見直し理由の(6)を御覧ください。手順1の事態の認知において、情報の入手時に使う記録の様式を明示したほうがいいのではないかと、それから関連情報の有無を入手時に確認するなど、必要な情報が入手できるよう努める旨を記載すべきではないかという指摘がありまして、緊急時対応マニュアルに収載しております情報入手時のときの記録様式の活用について記載をし、また情報を入手する際に関連情報の有無について確認するよう、記載を追記いたしました。

また、(7)、手順2におきまして、業務時間外に事案が発生した場合の対応について記載する必要があるのではないかと御指摘をいただきましたので、その第一次参集要員の参集手順について業務時間外における対応を追記いたしました。

また、手順3及び手順4の外部からの問い合わせへの対応の準備とその対応及び情報の収集段階におきましては、(10)、初動の情報共有が一部徹底されなかったですとか、(11)、ホームページ掲載の連絡等が一部徹底されなかったということについて訓練の

際に指摘を受けましたので、情報共有方法を改善するべく、ホワイトボードの使用を記載したほか、関係者については各自ホワイトボードを確認して情報を取りに行くといったことを記載いたしました。

また、配付されたメモに配付日時や通し番号を記入しておく必要があるということで指摘もありましたので、そのように記載をいたしました。

以上です。

○元井座長 手順1から手順4までについての御説明をいただきました。このことについて御質問等ございませんでしょうか。

これでよろしゅうございましょうか。この改善案・見直し理由に対する対応があるんですけども、この細かいところは、ページ13というのは、どこにこれは記載があるんですか。

○小島情報・緊急時対応課長補佐 資料2-2にございます。

○元井座長 2ですね。

○小島情報・緊急時対応課長補佐 はい。その下のところに記載しておりますページ数と対応しております。

○元井座長 それでは、詳細については資料2-2について参照すればいいわけですね。

○小島情報・緊急時対応課長補佐 はい。

○元井座長 わかりました。

どうぞ。

○小泉座長代理 もし、電源が全部なくなってしまった場合の対処方法や、補助電源なりこういう情報の共有をする手段というものは、食品安全委員会として確保されているのでしょうか。

○元井座長 いかがでしょうか。

○栗本事務局長 実は、3月のときも電話が通じなかったということが実際にございまして、今それについては対応を考えてもらっているところというふうに理解しておりますが、電源が切れても、たまたまここにみんながいたということもございすけれども、そのときはここは一応機能したということではございます。

○元井座長 よろしいですか。何かまだ御意見御座いますか。

○小泉座長代理 ぜひとも食品安全委員会から発信するのに、やはりそういう事態に備えて何か対応をお考えいただく必要があるのではないかというふうに、特に先ほど石川委員のお話を伺いますと、何が起るかわからないので、この本部がしっかりしていないといけないなということを改めて認識した次第です。

○栗本事務局長 よく確認をいたしまして備えたいと思います。

○小泉座長代理 よろしく申し上げます。

○元井座長 それでは、次、手順の5、お願いいたします。

○小島情報・緊急時対応課長補佐 それでは、ページとしましては1枚目の裏ページにな

ります。手順の5、事務局レベルの検討について見直し点を御説明いたします。

こちらでは、事務局段階において情報提供の必要性を判断した場合に、事務局長が委員に現況を説明するですとか、臨時事務局会議を招集し、事務局としての情報提供方針案を作成するといった手順を記載しております。

この中では、訓練でいただいた意見と震災対応を踏まえまして修正した部分がございます。例えば(16)、こちらは訓練において指摘されたものですがけれども、ボトムアップによる意思決定の手順では時間を要してしまったために、トップダウンの手順に改善する必要があるのではないかと指摘を受けたため、迅速性を重視いたしまして、意思決定を可能な限り早めるということで、トップダウンで指示をいただくといった内容について記載をいたしました。

また、(18)、会議室の場所について、参集人員等を勘案して空き部屋などを活用したらよいのではないかと、またその際には情報セキュリティに留意する必要があるのではないかと指摘がありましたので、こういった会場の場所の確保ですとか情報セキュリティに配慮するといったことを追記いたしました。

また、震災対応で修正した箇所が(19)で、諸外国への影響が懸念される事案もあることから、会議においては諸外国への対応についてもあわせて検討すべきという課題がありましたので、情報提供の手段として情報の翻訳等が必要かを検討するという内容を追加いたしました。

また、(20)、事案が長期化する場合等に、さらなる情報収集等のために調査等の実施の必要性についても検討すべきではないかとということで、こちらでも食品安全確保総合調査を活用した調査・分析等の実施について検討するという内容を追記いたしました。

以上です。

○元井座長 ただいまの手順5についての御説明に御質問等ございませんでしょうか。

よろしゅうございましょうか。お願いいたします。

○青木専門委員 (19)番に記載されている「諸外国への影響が懸念される事案」ということについて申し上げます、今回の震災の場合、特に近隣諸国、例えば韓国や中国といった国々が日本の放射能事故の影響について深く心配し、観光客だとか食物だとかという分野に影響や風評被害が実際に生じていることを勘案しますと、ホームページの掲載一つとりましても、英語のみの翻訳でよいのかどうか…。場合によっては、中国語翻訳だとか韓国語翻訳が必要になる場合もあるのではないかなというような気がいたします。その際、翻訳や通訳スタッフに常時待機いただくのも大変でしょうから、信頼のおける翻訳会社の確保というようなことも含めて、滅多にこうしたケースは起こらないとは思いつつ、少々念頭に置く必要があるのかなと思いました。

以上です。

○元井座長 ありがとうございます。

このあたりに対して事務局は何かお考えはございますでしょうか。

○本郷情報・緊急時対応課長 委員御指摘のとおり、現在は英語でのみ海外に対しては情報提供をしております。緊急取りまとめについても若干時間がかかって要約をホームページにアップしたんですが、それ以前にも緊急取りまとめができてすぐに、私どもがリエゾングループを組んでいるヨーロッパ各国、オセアニア、北米の各国には即座に今回の取りまとめの主な骨子の部分だけは英語にしてお伝えしたところでございます。御指摘のとおり、中国や韓国に対してまではそれはできなかったというのが事実でございますので、こういった御指摘を踏まえて、果たしてどんなことができるのか、予算も含めていろいろ考えてみたいというふうに思います。

○元井座長 よろしゅうございますか。

それでは、次、手順6からの説明をお願いいたします。

○小島情報・緊急時対応課長補佐 続きましては、手順6から手順8まで御説明いたします。

手順6では、情報提供資料等の作成作業を記載しておりますが、こちらでは、訓練で説明資料作成担当の負担が過重にならないよう役割を見直すべきですとか、情報提供資料では引用した文献等がわかるように記載をすべきだという指摘がありましたので、担当の役割分担ですとか資料作成の留意点の中に出典の明示をすることということを記載いたしました。

また、手順の7では、委員会としての意思決定を行うという手順になっておりますが、昨年度の訓練の中で意見申し出を行うという訓練を入れたのですけれども、意見申し出については正式な委員会開催の上決定されるべきものであるということで、きちんと手続について明示するべきではないかという指摘がありましたので、意見申し出を行う際には臨時委員会を開催し決定することを基本としつつ、そのいとまがない場合には委員への持ち回りにより委員会としての意思決定を行うこととするという内容を追記いたしました。

以上です。

○元井座長 では、手順6から手順8までの御説明に対して御意見等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、次はプレスリリース関係の手順9、手順10の御説明をお願いいたします。

○小島情報・緊急時対応課長補佐 それでは、3ページ目を御覧ください。3/3と記載しているページになります。

手順9は情報提供の準備、そして手順10は情報提供の実施を記載しております。こちらでは、訓練の中で説明原稿の準備ですとか質問に対する回答の準備、また事前に十分な運営方法などについて打ち合わせしておくべきなど、事前準備につきまして多数の意見が出されました。それを踏まえまして、記者会見の運営方法について整理した資料を手順書の別添として作成していくという方針で事務局側のほうでたたき台の作成を行っていきたいと考えております

以上です。

○元井座長 ただ今の御説明に対して御質問等ございませんでしょうか。情報提供という項目ですけれども。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、これで一応手順書の順を追って1から10まであるいは最初の2つの説明についての御説明をいただきましたけれども、全体として何か御質問等、御意見等ございませんでしょうか。

はい、先生、お願いします。

○石川専門委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、厚労省の例えばいろいろ食中毒の関係で感染症担当の方たちとの役割分担というのはどういうふうになっているかはわかんないんですけども、例えば先日の富山の件でO-157が出たときにあれほどのくらいのスピードで、ここには、この手順書は、次の手順書を見て、この部分で時間的な横軸に時間を置いてありますけれども、例えば食品の問題ですので、要するに毒が入っているか、それから感染性のものが入っているか、大体おおよそそういうふうなことになると思う。今回の放射線みたいなものは全く例外中の例外で、これが二度と起こるかどうかというのはちょっとよくわかんないんですけども、まああんまりないと思うんですね。基本的には、やはり国民の生命を脅かすのは感染症と毒の混入ですよ。

そういったときに、特に感染症の場合にかなり時間的なタイムラグを考慮しておかないといけないということがあって、そのスピード感というのによっては、O-157のようにばい菌が2匹口の中へ入っただけでも発症するとか、実際にはドイツでも死亡事例があるわけですから、かなり時間的なスピード感を求められているということもありますので、その辺のところは物質によって違うんだと思うんですけども、きちんとスピードのこともこの手順書の中でかなり綿密に計画したほうがいいんじゃないかというふうに思います。

1つは、O-157ということであれば、先ごろ千葉で老健施設でO-157で10人か11人が発症した例がありますね。あれは実は私が第一報なんです。それで、80歳の女性の方をO-157だというふうに断定したんですけども、実は発症は2日前なんです。菌が同定されてO-157とわかって、それで保健所に連絡しました。それで、ふたをあけてみたら11の方が感染していて、1人亡くなったんですよ。すごい率で亡くなっていて、それプレスリリースしたのは保健所に私が通報してから3日後なんです。

だから、これで、もしもっと原因物質、原因の食品が広い範囲で流通するようなものであれば、このスピード感でいったら、正直言ってもっと被害者がふえてきたらろうというふうな、富山の事例みたいになったんじゃないかなというふうに思うんですね。これでいいのかどうかということについて、僕は厚労省とどの辺を分担するのかよくわかりませんが、やはりちょっとしっかり考えなきゃいけないんじゃないかと。現実には起こっていますのでね。

以上です。

○元井座長 ありがとうございます。

このことに関しまして、事務局からコメント御座いますか。

○本郷情報・緊急時対応課長 一言だけ今の御意見につきましてコメントさせていただきます。

まず、私どもは地方組織を持っていませんものですから、第一報が我々のところに来るというのは基本的にはなくて、やはり厚労省のほうで第一報を手に入れるというのが基本的な流れなわけです。厚労省はそういった情報を地方組織あるいは保健所などから手に入れますと、即時私どもに情報を伝えていただけることになっております。今回のO-157あるいはO-111に関する食中毒事故につきましても、その一報を受けた段階で私どももみずから持っています腸管出血性大腸菌のいろいろな科学的な説明文書などを既に用意しておりましたので、それを即時ホームページに載せまして、国民の皆様方が何か情報を私どもから得たいというときには、ホームページを見ればすぐそれがわかるような対応をとったところがございます。

○元井座長 よろしゅうございますか。

○石川専門委員 じゃあ、あとは厚労省のほうのスピード感ということになるということですね。やはり国民の生命を脅かすということについて、だれが情報提供して国民の生命を守るかという、責任の所在なんです。それがこの食品安全委員会はどういうふうなスタンスでいくのかということもちょっと私はお聞きしたいというふうに思っているんですよ。やはり厚労省からじゃあ聞いてというのは、かなり時間的にはかかってしまいますよね。もう既に四、五日、先ほどの私の例でいうと四、五日以上たっているかもしれませんね。そのときにどうやって情報を発信するかという難しい問題になると思うんですよ。ちょっとそのところはまた検討課題になると思いますけれども。

○元井座長 ありがとうございます。山本委員、どうぞ。

○山本専門委員 今、手順書でこういうふうに手順1から10まで並んでいるのを拝見して、ちょっと確認ですが、これは必ずしも手順1から順番に時系列で行うというわけではなく、ケース・バイ・ケースでその事案に従って逆転とか同時並行とか、実際にはフレキシブルになるのでしょうかということ。

あと、今回の原発の問題があり、それから先ほどありました生肉の問題があって、そういうような実際の事例をこれに当てはめた場合に、リスクマネジメントの機関との関係で実際何か難しいところとか、お気づきになった点とか、そういうことはございますでしょうか。

○本郷情報・緊急時対応課長 まず、御指摘の第1点目のフレキシブルな対応をしているかどうかという御質問ですが、それにつきましては、まさに委員御指摘のとおり、事案事案によってその対応の仕方というのは変わってくると思いますので、原則としてはこういった形で考えておりますが、その事案に基づきまして飛び越してやったり順番を逆にしまったりとか、そういうことは実際行っております。

それから、指摘の第2点目のリスクマネジメント機関との関係でございますが、ちょっとどうお答えしたらいいのかわかりませんが、基本的にはやはり密に連携をとっていくしかないので、今回のいろんな事件・事故があったときも、私どもがいろんな情報を得れば、それをすぐリスク管理機関にも提供いたしてきまして、逆に向こうからもいろんな情報を提供いただきましたので、相互にそういったリンクを張りながら国民の皆様方に対する疑問に答えてきたところでございます。

○元井座長 よろしゅうございますか。

その他でございますでしょうか。

では、ありがとうございます。いろいろと御意見が出されたところではありますが、これらの御意見を踏まえて事務局で検討していただきたいと思いますが、事務局、よろしゅうございましょうか。

○本郷情報・緊急時対応課長 御意見、大変ありがとうございました。御検討いただきました食品安全委員会緊急時対応手順書（未定稿）につきましては、今後、御意見を踏まえて再度検討をして改善版として整備し、また随時必要な改良を加えてまいりたいと考えております。

○元井座長 では、続きまして議事「（3）食品安全委員会緊急時対応マニュアルについて」、事務局から説明をお願いいたします。

○本郷情報・緊急時対応課長 食品安全委員会緊急時対応マニュアルにつきましては、参考資料1にございますように、平成21年9月の消費者庁設置に伴いまして食品安全行政の司令塔機能が消費者庁に移管されることから、第30回会合におきまして要綱等の廃止・統合等を行うことが決定しております。今後は消費者庁等において食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項の見直しが行われた時点で、廃止・統合の手続を行うこととしているものでございます。消費者庁における基本的事項の見直しがまだ行われていませんものですから、食品安全委員会における新たなマニュアルとなる食品安全委員会緊急時対応指針は施行されておられませんけれども、議事の（2）で御検討いただいたように、訓練の結果や震災対応を踏まえた修正を行いたいので、これから説明いたします内容につきまして御検討をいただければと思います。

詳細につきましては小島から説明させていただきます。

○小島情報・緊急時対応課長補佐 それでは、資料の説明をさせていただきます。

資料3-1は、食品安全委員会緊急時対応指針の見直し案としまして、見直すべき点を抜粋して掲載しているものです。こちらのほうを基本に説明させていただきます。

そして、資料3-2につきましては、この見直し内容を反映させた指針の本体となっております。資料3-1の対応（案）の欄に示しておりますページに対応する修正箇所が記載されておりますので、適宜御確認いただきたいと思っております。

今回の緊急時対応指針の見直しにおきましては、訓練と地震への対応を踏まえた手順書の見直し部分と連動して見直す場所と、第30回の専門調査会で委員の皆様方からいただ

きました御意見を反映しているところがございます。説明の重複を避けるために、この指針の見直し案のところでは委員の皆様から以前にいただいた御意見を反映した箇所について御説明をさせていただきます。

まず、項目としまして、IV-1の食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理、IV-2の食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡につきましましては、専門委員の先生から、IV-1については情報の受理、続くIV-2は情報の連絡という構成になっていますが、IV-1の(2)には「連絡を迅速に行う」ですとか、逆にIV-2の(3)には「報告を行う」というように、連絡と報告の記載部分が不明確になっていたという御指摘をいただきましたので、IV-1の記載内容は情報の受理だけに整理し、IV-2の記載内容は情報の連絡だけに整理を行いました。

また、消費者安全情報総括官制度において、重要事案を認知した場合は、消費者庁次長に速やかに通報することとされておりますので、対応を指針にも記載しているのですが、専門委員の先生の御意見で、消費者庁が政府全体の指令塔になったことは理解しましたが、内閣情報調査室が司令塔になることも想定されており、情報伝達ルートの整理が不明瞭であるという御指摘をいただきました。

また、内閣情報調査室に報告する緊急事態について補足説明を加える必要があるのではないか、IV-1で受理した情報は、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報であるにもかかわらず、IV-2の(3)では、食中毒等以外の緊急事態の報告も組み込まれておりまして、理解しにくい面があるのではないかという御指摘をいただきました。

これらの点に関しましては、まず消費者庁の連絡体制につきましましては、消費者安全情報総括官制度に基づくということを明らかにするために、「消費者安全情報総括官である消費者庁次長に速やかに連絡する」という文言を追加いたしました。

また、内閣情報調査室への報告については、バイオテロ等国家の緊急事態で内閣官房が指令塔になるようなものを想定しておりますので、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」に規定の国民の生命、身体、財産又は国土に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある緊急事態について、内閣情報調査室のほうへ報告するという旨を記載いたしました。

また、そのほかに専門委員の先生から御意見をいただきましたのが、「迅速に」という言葉を使っているのですが、第30回での会合においての説明で、「直ちに事案を報告する」としておりまして、その言葉の整合性を図るべきではないかという御意見をいただきました。こちらにつきましては、「直ちに」、「遅滞なく」、「速やかに」、「迅速に」の速さの順番を考慮して記載を見直すことといたしまして、内閣情報調査室への報告は「直ちに」という記載にし、リスク管理機関等や消費者庁次長への報告については「迅速に」もしくは「速やかに」というふうに記載をすることといたしました。

続きまして、裏のページを御覧ください。

V-1の緊急時における情報収集等について、こちらでは緊急時における情報収集、そ

れから現地派遣による情報収集、調査による情報収集について記載しているところですが、専門委員の先生に御意見をいただきましたのは、「派遣された委員又は専門委員は、現地の関係者等に対し、必要に応じ、適宜、科学的知見に基づく助言等を行うこととする」と記載をしているのですが、現場で実際に行った助言等について、関係者間で共有する、あるいはどなたかに報告して、その情報に基づいて次のステップに進むというのが実際の流れになるのではないかという御指摘をいただきまして、どのような想定を行っているかという御意見をいただきました。

これにつきましては、まず現地派遣の途中あるいは戻ってから本部に報告をいただき、そして次のステップとして、本部でその内容を整理して関係者間の共有を図る、そして、発言や指導の内容は、蓄積すれば今後の緊急時に役立つことから、必要に応じてマニュアルに反映、あるいはファクトシート等に活用するという想定を行っておりますので、その内容を文章中のほうにも記載をいたしました。

その他の項目につきましては、手順書で直しました訓練の指摘及び震災対応についての部分ですので、説明としては省略させていただきます。

以上です。

○元井座長 ただ今の事務局の説明に対しまして質問や確認事項等はございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

ございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、緊急時対応マニュアルについては、この修正案によって今後見直しをしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○本郷情報・緊急時対応課長 本日御審議いただきました案により、消費者庁の基本的事項の見直しにあわせてマニュアルの見直しを行いたいと思います。

○元井座長 では、続きまして議事「(4)平成23年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画等について」、事務局から説明をお願いいたします。

○本郷情報・緊急時対応課長 平成23年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画(案)につきましては、議事の(1)で御審議いただきました平成22年度訓練結果のまとめを踏まえて作成しております。また、平成23年度緊急時対応訓練骨子(案)につきましては、訓練計画(案)をもとに、より具体的な訓練の内容を記載しております。これから説明いたします内容につきまして、前年度の訓練や震災対応における課題や改善点などを踏まえた内容となっているか、御検討をいただければと思います。

詳細につきましては小島から説明いたします。

○小島情報・緊急時対応課長補佐 それでは、資料4-1について御説明いたします。平成23年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画(案)でございます。

まず、基本方針としましては、本専門調査会において、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震における緊急時の対応結果や平成22年度に実施した緊急時対応訓練の検証結果等を踏まえて、より実践的な内容で継続して訓練を実施することが重要で

あるということを御指摘いただいたところでございます。こうした御指摘等を踏まえまして、食品安全委員会及び事務局を対象とした緊急時対応訓練を実施し、緊急時対応の問題点や改善点について検討することで、組織全体の対応能力の一層の向上を図ることとするとしております。

重点課題につきましては、東北地方太平洋沖地震における緊急時の対応結果及び 22 年度の訓練の検証結果を踏まえ、2 点の重点課題を挙げております。1 点目は、今回の事案を踏まえ改定しました緊急時対応マニュアル等について実効性を向上させるということ、そして 2 番目としましては、より迅速かつわかりやすく的確な情報提供に向けた組織能力の向上を図るというものです。

次ページを御覧ください。

これらの重点課題を踏まえた訓練設計についてお示ししております。今年度につきましても、実務研修と確認訓練の 2 本立ての訓練設計とし、体系的に訓練を実施していきたいと考えております。

具体的な訓練の骨子につきましては、資料 4-2 にお示ししておりますので、資料 4-2 の説明をさせていただきます。

まず、実務研修につきましては、4 つの研修を計画しております。1 つ目がホームページの掲載研修、2 つ目が緊急時対応の手順研修、そして 3 つ目と 4 つ目につきましては、記者説明会対応研修 I と II としておまして、I で記者説明会の資料の作成研修、そして研修 II で説明会の研修をするということを考えております。研修の対象ですけれども、昨年度と異なる点としまして、ホームページ掲載研修と緊急時対応手順研修につきましては、全課の課長補佐以下の事務局職員に加えまして、幹部の職員についても任意で参加するようにしております。

また、記者説明会対応研修 I と II につきましては、先ほど議事(2)のところで昨年度の訓練結果に対する御意見をいただくという中で、記者説明会の準備及び記者説明会を実施するに当たってのポイントについて事務局側でたたき台を作成するというを御説明しましたが、それを実際に使ってみるということで、2 つの研修に横断する形で記載しておりますが、記者説明会の運営方法のポイント等をまとめ、これに基づいて研修を実施するという事としております。

これらの実務研修につきましては、本年 9 月から 12 月にかけて随時実施してまいりたいと考えております。

次に、確認訓練につきましては、こちらも昨年度と同様な点は、シナリオを一部非開示として、これまでに実施した実務研修の内容を踏まえ、シナリオを提示してから最後、記者説明会に至るまでの一連の流れについて訓練を行うというものです。こちらは時期としては 2 月ごろを予定しているということで記載させていただいておりますが、状況を見まして、前倒しできたらしていきたいと考えております。

訓練の骨子の説明につきましては、以上です。

○元井座長 ありがとうございます。

23年度の訓練計画も22年度と同じように実務研修と確認訓練ですか、この2つを2本立てていくということで、いろいろ今までの問題点を少しずつ改良しながらやっていくという骨子案でございますけれども、今の事務局の説明に対して質問や確認事項はございませんでしょうか。

○石川専門委員 いいですか。

○元井座長 じゃ、先生、お願いします。

○石川専門委員 実は、文科省のヒアリングをちょっと受けまして、そのときに私が発言した内容でございますけれども、1つは、福島県内の子供たち、特に生徒・児童ですね、これを放射線の被曝からどうやって今後防いだらいいかということでヒアリングを受けた際に、私は第一に言いましたことは、いろいろ調査して、放射線量だとか空間線量を調査しましたけれども、それで調査したけれども開示していない部分というのがあるということは、国民にとって大変疑念を生じるので、ずっとたつてから遅くなって開示するのはやめてもらいたいということを第一に語りました。そのときに何を考えていたかといいますと、国民はあのときに放射線医学研究所が子供たちの早期の甲状腺被曝、調査しているのを知っているんですよ。それを開示していなかったんですね。開示したのは本日より一、二週間前ですよ。実際には保護者に通知していましたね。あれは国民にとってすごい疑念になっていると思います。

ですから、例えば、これを報道するとかいろんな緊急時の連絡のところで、調査してはまだわからないことがある場合に、調査はしていますと、だけど結果はわかりませんという、また、十分には結果が言える段階ではありませんということもあわせて言うように報道していただかないとだめだと。要するに、わかっている結果だけ言って後から後づけで結果を出しますと、何隠していたんだということになりますので、ぜひ報道だとかいろんなプレスリリースするときに、このことについては調査中ですよと、それでまだ結論はしばらくは出ないだろうとかっていうこともあわせて国民にやらないと、どういう緊急時かわかりませんが、放射線についてはそういうことがあるということですね。

私なんかはヒアリングでそういう発言をしましたんで、これは文科省のほうも、それがあつたかはわかりませんが、二、三週間後に公表したと。これはみんな知っているんですよ。知っていて隠していると。隠していることだけどんどん雪だるま式に大きくなって、何かあるんじゃないかと。実は子供たち、相当やられているんじゃないかと、いろんな噂になりますので、ぜひこの食品の安全でも調査中のこと、まだ不明のことについては、それはまだ調査中だとかという形で言っていただきたいと思います。

○元井座長 ただいま石川委員のほうから非常に貴重な御意見をいただきましたので、こういうところも勘案して、ぜひ骨子案をつくっていただきたいと思います。よろしいですか。よろしく願いいたします。

その他ございませんでしょうか。

では、平成 23 年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施計画（案）とそれから平成 23 年度緊急時対応訓練骨子（案）に対するそのほかの御意見等ございましたら、お願いいたします。御審議していただきます。

よろしいでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本日の審議で出されました御意見については、平成 23 年度の訓練計画（案）及び訓練骨子（案）に反映させていただきたいと思いますが、事務局、よろしいでしょうか。

○本郷情報・緊急時対応課長 御検討ありがとうございました。いただいた御指摘等も踏まえまして、本年度も委員会の緊急時対応に一層効果的な訓練を実施してまいりたいと考えております。

なお、本日御審議いただいた案をもちまして、23 年度の訓練計画（案）として食品安全委員会に提案させていただきたいと存じます。

○元井座長 ありがとうございます。では、よろしく願いいたします。

続きまして、その他の議題に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

○本郷情報・緊急時対応課長 それでは、2 点ほどお願いしたいと思います。

まず 1 点目ですが、資料 5-1 にあります、昨年度の確認訓練で作成したプレスリリース資料を訓練の反省を踏まえて修正したひな型についてです。

これは、参考資料 4、緊急事態等におけるハザード別の情報提供の場合分けめやすのうち、化学物質の上段の③、つまり一番右上の升目に一致するもので、今後整備を図っていくひな型の 3 種類目になるものでございます。これから説明いたしますので、これらについて御意見をいただければと思います。

○小島情報・緊急時対応課長補佐 それでは、資料 5-1 について説明させていただきます。

資料 5-1 は、昨年度の訓練において実際に作成しました訓練用のプレス資料となっております。見え消しの形でお示しさせていただきますが、原文が当日作成した文章、そしてその後、右側にコメント等を記載させていただいておりますが、修正した部分については、訓練終了後に訓練参加者から出された意見をもとに、その内容を反映しているという構成になっております。

例えば、今回の訓練におけるシナリオは、「X 国産の輸入米から検出された農薬（メタミドホス）について」というシナリオを提示いたしましたが、このまずタイトルにつきましては、コメントの 1 を御覧いただくと、わかりやすい資料の要点 1 としまして、見出しは、委員会としてのスタンスを踏まえた内容とすべきであるとしておりまして、的確なタイトルを入れると記載させていただいております。

また、四角で囲んだ部分については、「食品安全委員会から国民のみなさまへ」というタイトルにしておりますが、こちらにつきましては、わかりやすい資料の要点の 2 としまして、キーメッセージは委員会の見解にするというスタンスから、このような「国民のみ

なさまへ」というタイトルとしております。

続きまして、この四角の中身についてですけれども、こちらの文章構成につきまして、コメント3にございますように、文章構成は結論を先に書く逆三角形の構成にしております。まず、「X国産の米を食べた方に健康被害が出ております。X国産米であるおそれがあるときは、食べないでください。」という結論、そして「食べてしまった場合は、つぎのとおり対応してください。」と記載しまして、その後に具体的にどうするべきかを書いていくという逆三角形の構成にしております。

また、その四角の囲みの中で症状のところでも修正を入れておりますが、こちらは優先すべき症状がある場合にはその優先すべき特徴的な症状を残すという修正を入れております。

また、X国産のおそれがあるお米が手元に残っている場合の対応につきましては、当初作成したものでは、「最寄の保健所にご連絡の上、指示に従ってください。」という内容にしておりましたが、保健所に問い合わせが殺到し、パンクしてしまうことがないように配慮すべきであるという意見がありましたために、「食べないでおいってください。」という記載に直しております。

続きまして、その囲みの下からは、もう少し具体的な伝えたい事項について記載しております。

まず、なぜ食べてはいけないかというところで、農薬がどのくらい出たか、そういったことを記載しております。また、その際に単位でppmという言葉が出てきておりますので、こういった専門用語を使用する場合には解説文をつけるということで、ppmの説明を加えております。そして、2番目としましては、検出された農薬についての説明を入れております。

裏を見ていただきますと、続いてはメタミドホスの急性参照用量の解説を入れております。こちらのほうも急性参照用量という言葉が専門用語でございますので、その説明のほうを加えております。

また、その他の情報としまして、見分け方ですとか科学的に言える範囲でこれぐらい食べても問題ないですとか、食べてから何日間以上たつてこれまで症状がなければ問題ありませんなど、わかる範囲で安心感を与える情報を入れるということで、お米の産地の見分け方といったメッセージについてもその他情報に記載をしております。

また、医療機関の方への呼びかけにつきましては、科学的に言えることと言えないことをはっきり示すということで、言えないことにつきましては、「現時点の推測ではありますが」といった断りを入れてお伝えするという内容で記載をしております。

また最後に、今回出した情報の参考資料も添付するというので、厚生労働省発表資料を別添でつけるというような想定になっておりますし、これまでに記載しています説明の中で、出典元がある場合については出典元を明示するというにしています。例えば、表ページでいきますと、お米の基準値と検出値の記載がございますけれども、その検出値

につきましては厚生労働省の情報であるということで、出典元を明らかにしております。

こちらのプレスリリースの修正した資料につきましては、今後同様の事例が発生した場合のひな型として残す目的で、今回皆様方の御意見をいただければと考えております。

以上です。

○元井座長 このプレスリリースの資料につきまして、確認事項、御質問等ございませんでしょうか。

お願いいたします。

○小泉座長代理 今回の原発の影響で大変な風評被害が出ていますが、このプレスリリースで、例えばもしここに「日本産の輸入米」といれたものを海外でプレスリリースされたとしますよね。そうすると、日本全国のお米が全部だめというふうな印象を与えてしまうのではないかと思います。大きな国土から来る輸入米であれば、どこどこ地域のとか、限定できるのであればそうしないと、風評被害という意味では海外の国からクレームが来るのではないかとこのことを恐れます。

○元井座長 その点いかがでしょうか、何か。

○小島情報・緊急時対応課長補佐 委員御指摘のとおりでございますので、もし実際に発生した場合には、地域を特定できる情報がある場合には地域を特定するというので、このひな型のほうにもコメントといいますか注意点として加え、このひな型を残していきたいと考えております。

○元井座長 石川先生、お願いいたします。

○石川専門委員 すみません。ただ、この四角の中は、「X国産を食べた方に健康被害が出ています」でしょう。それで「X国産米であるおそれがあるときは、食べないでください」と、こういうふうに言い切っているわけですから、この表題については僕はもっとどぎついほうがいいと思うんです。つまり、「X国産の輸入米は注意」とか、もろにそこから検出された農薬についてという情報じゃなくて、X国産の輸入米についての情報だと。だって、ここで食べないでくださいって中で書いてあるんだったら、要するにめくらめっぽう食べないほうがいいということなんですから、そういうふうに表題もやるべきだと僕は思います。その上で、もっと詳しい情報で、先ほど委員の方御指摘があったようなどこどこ地域という限定されるんだったら、そういうことでいいと思いますけれども、限定されない段階で国民に注意するんだったら、もっとどぎつい感じで「食べるな」と。食べるなというのをここに出すかどうかはまた別ですけれども、やったほうがいいんじゃないかなというのを思いますけれども。

○元井座長 今の御意見に対して何か御意見ございますでしょうか。

いかがでしょうか。野村委員、いかがでしょうか。

○野村委員 今の御指摘はもっともなんですけど、ただ、これはプレスリリースなんです。新聞記者向けに出す資料でありますので、時と場合によりますけれども、その場合、余り大ざっぱな内容で出すと、かえって新聞記者のほうで混乱するということになって、この

表現は一体どうなんだと、そこから今度、次の議論が始まってしまうということなんですね。ですから、プレスリリースはなるべく淡々と事実だけを書くというほうが、対プレスとしては有効ではないかなというのは、私の自分の経験から思います。余り言い切ったようなことだけじゃなくて、その事実関係をできるだけきちんと入れていくということがプレスリリースは大事だというふうに思います。国民一般に呼びかけるには今のようないことが非常に重要かと思えますけれども。

○元井座長 いかがでしょうか。よろしいですか。

これは議論になってしまえばちょっと結末つかないと思うんですけれども、あえて対象によって若干表現を変えていくということですね。よろしゅうございますか。

○野村委員 要は、非常に大事なものは、記者には事実を終始一貫してきちんと説明できるということによって記者の信頼を確保するということです。国民にもそこは通じることですが、重要じゃないかなというふうに思います。結構事実ということにこだわるのが彼らの習性でありますので。

○元井座長 よろしゅうございますか。ありがとうございました。

では、もう一点、引き続き事務局から説明をお願いいたします。

○本郷情報・緊急時対応課長 それでは最後に、資料ではございませんけれども、本年10月以降の専門調査会の体制について御説明いたします。

まずは、緊急時対応専門調査会の専門委員の皆様におかれましては、本年9月30日をもって任期満了となります。これまで食品安全委員会における緊急時対応の体制強化に御尽力いただき、まことにありがとうございました。本日の議事でも御紹介いたしましたように、今般の東北地方太平洋沖地震におきまして食品安全委員会として緊急時の対応が行えたことは、これまで緊急時対応専門調査会において緊急時対応訓練や手順書の整備など、緊急事態に対応するための準備について検討をいただいた成果でございまして、専門委員の皆様のおかげであると考えております。

さて、10月1日以降の専門調査会につきましては、これまでの企画、リスクコミュニケーション、それから緊急時対応の3専門調査会を統合いたしまして、新たな専門調査会として再編することを予定しております。その内容につきましては、新体制のもとで検討していくこととなっております。したがって、緊急時対応専門調査会としての開催は今回が最後となります。これまで御協力くださり、まことにありがとうございました。重ねて御礼申し上げます。

○元井座長 そういうことですので、ただいまの事務局の説明に対して何か特別に発言したいということはありませんでしょうか。組織の再編ということで、これはもう決まったことでどうしようもないと思えますけれども。よろしゅうございますか。

予定された議題は以上となりますが、ほかに事務局のほうでございませうでしょうか。

○本郷情報・緊急時対応課長 事務局としては特にございませぬ。

○元井座長 では、以上をもちまして、事務局からの説明もありましたように、委員の任

期満了に従いまして本日が最後の第 33 回緊急時対応専門調査会となりましたが、これを終了いたします。

最後に、皆様の御協力、御尽力に座長として感謝申し上げます。

なお、新たに再編される専門調査会におきましては、時代のニーズに即した緊急時対応の役割を推進されますよう、心からお願い申し上げます。ありがとうございました。